

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

告示

- 県が発注する建設工事等の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等 第562号 (建設総務課) 1
- 県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請の方法等 第563号 (調達課) 11

企業庁告示

- 企業庁が発注する建設工事等の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等 第2号 (総務課) 13
- 企業庁が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る競争入札に参加する者に必要な資格 第3号 (同) 13

病院事業庁告示

- 病院事業庁が発注する建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務並びに物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る競争入札に参加する者に必要な資格 第11号 (経営課) 13

告示

愛知県告示第562号

令和2年度及び令和3年度に県が発注する建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務の一般（指名）競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等を次のように定める。

なお、この告示に基づき入札参加資格者と認められた者は、3に掲げる区分に係る地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定による特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）の対象となる競争入札参加資格者として認められた者とみなす。

令和元年11月29日

愛知県知事 大村 秀章

1 競争入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 建設工事にあつては、発注工事の種類に対応する業種について建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく許可を受けていない者。ただし、同法第3条第4項の規定により、許可の更新の申請をしている場合において許可の有効期間の満了後もなおその効力を有するとされている者は、この限りでない。
- (3) 建設工事にあつては、建設業法第27条の29に規定する総合評定値の通知（定時受付は審査基準日が平成30年7月1日から令和元年6月30日までのもの（決算期の変更等により審査基準日がこの期間に該当



しない場合で、申請時に変更後の審査基準日における総合評定値の通知があるときを除く。)、随時受付は申請日の直前に受けたものであって、かつ、申請日から遡って1年7月以内の日を審査基準日とするもの)を受けていない者

- (4) 建築設計にあっては建築士法(昭和25年法律第202号)の規定に基づく建築士事務所の、一般測量又は航空写真測量にあっては測量法(昭和24年法律第188号)の規定に基づく測量業者の登録を受けていない者
 - (5) その他営業に関し、法令の規定により必要とされる登録等を受けていない者
 - (6) 愛知県が指定する愛知県税及び国税が未納である者
 - (7) 雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていない者(ただし、届出を行う義務のない者を除く。)
 - (8) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けている者
 - (9) 入札参加資格審査申請書又は添付書類について虚偽の事項を故意に記載した者
- 2 入札参加資格審査申請書の提出方法
- 競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより入札参加資格審査申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 受付期間
 - ア 定時受付
令和2年1月6日(月)から令和2年2月17日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前8時から午後8時まで
 - イ 随時受付
令和2年4月1日(水)から令和4年1月31日(月)まで(日曜日、土曜日、休日、令和2年12月29日から31日まで、令和3年12月29日から31日まで及び令和4年1月3日を除く。)の午前8時から午後8時まで
 - (2) 申請方法
あいち電子調達共同システム(CALS/ECS)にアクセスし、申請書フォームに必要事項を入力し、送信すること。
アドレス <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>
 - (3) 添付書類
(2)による申請後、別に定める「入札参加資格審査申請要領」に定める書類を添付書類として各1部、提出すること。
 - (4) 添付書類の提出期間
 - ア 定時受付
(2)により送信した日から7日以内に必着(ただし、最終提出期限は、令和2年2月25日(火)までに必着)とする。
 - イ 随時受付
(2)により送信した日から7日以内に必着とする。
なお、提出期間の最終日が日曜日、土曜日、休日、令和2年12月29日から31日まで、令和3年12月29日から31日まで及び令和4年1月3日に当たる場合は、その翌日以降の最初の日(日曜日、土曜日、休日、令和2年12月29日から31日まで、令和3年12月29日から31日まで及び令和4年1月3日を除く。)までに必着とする。
 - (5) 添付書類の提出方法及び提出先
次の場所へ原則郵送とする。
愛知県建設局土木部建設総務課契約第一グループ
名古屋市中区三の丸三丁目1-2(郵便番号460-8501)
 - (6) 申請する営業所
申請は、建設工事においては建設業法上の主たる営業所で、設計・測量・建設コンサルタント等業務にあっては本店(本社)で行うこと。
なお、建設工事においては、契約を締結する営業所において、建設業法第3条第1項に規定する営業所としての設置の許可及びその営業所として申請する業種の許可があること。
- 3 資格審査
- 1の競争入札に参加できない者に該当しないことを審査し、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより評価する。
- (1) 建設工事
競争入札に参加できる者は、別紙1「建設工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定について」に基づき、別表1の入札参加資格審査業種のうち、希望する業種ごとに、建設業法第27条の29第1

項に規定する総合評定値並びに工事成績評定点数、優良工事表彰点数、地域貢献点数、社会的取組評価点数及び指名停止等経歴点数からなる成績評価点数により評価する。

(2) 設計・測量・建設コンサルタント等業務

競争入札に参加できる者は、別紙2「設計・測量・建設コンサルタント等業務請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定について」に基づき、別表2の入札参加資格審査業種のうち、希望する業種ごとに、年間平均実績高の点数、自己資本額の点数、有資格者数の点数及び営業年数の点数からなる総合点数により評価する。

4 結果通知

定時受付の場合は、令和2年3月末（予定）に、その結果をあいち電子調達共同システム（CALS／EC）により申請者に通知する。

随時受付の場合は、令和2年5月登録からおおむね1月ごとにその結果を申請者に通知する。

5 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格決定の日（定時受付は、令和2年4月1日）から令和4年3月31日までとする。ただし、令和4年4月1日以降新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前の入札参加資格は、なおその効力を有する。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年度以降に令和4年度及び令和5年度の資格審査の告示を予定しているので、当該告示に基づき申請を行う必要がある。

6 変更等の届出

2により入札参加資格審査申請書を提出した者は、申請した内容に変更等があったときは、別に定める「入札参加資格審査申請要領」に定めるとおり知事に届け出なければならない。

7 資格の取消し

入札参加資格を有する者が1(1)から(5)まで及び(9)のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消すことがある。

8 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者の取扱い

この告示に基づき受け付けた申請により入札参加資格者として認められた者で、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたもの又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けたものは、再度の入札参加資格審査の申請を行う必要がある。

9 グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査における結果に基づく入札参加資格の取扱い

平成20年国土交通省告示第85号附則四又は六の規定に基づき国土交通大臣が企業集団として認定した場合には、当該企業集団の代表建設業者として経営事項審査の結果の通知を受けた者は、当該企業集団の代表建設業者として再登録を受けることができる。この場合において、当該企業集団に属する代表建設業者以外の建設業者が現に登録されているときは、当該建設業者の登録を取り消すものとする。

10 その他

(1) 知事は、入札参加資格審査に際し必要がある場合は、資料等の提出を求めることができる。

(2) 入札参加資格審査の結果については、公表することがある。

(3) 令和2年度及び令和3年度の入札参加資格決定までに行う競争入札については、なお従前の例による。

(4) この告示の入札参加資格審査申請に基づく入札参加資格者名簿は、愛知県道路公社、愛知県住宅供給公社、公益財団法人愛知水と緑の公社及び公益財団法人愛知県都市整備協会が発注する建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務に関する競争入札においても利用するものとする。

入札参加資格審査業種

別表1
建設工事

	業種
1	土木工事業
2	土木工事業のうち プレストレストコンクリート構 造物
3	建築工事業
4	とび・土工事業
5	電気工事業
6	管工事業
7	鋼構造物工事業
8	舗装工事業
9	しゅんせつ工事業
10	塗装工事業
11	防水工事業
12	内装仕上工事業
13	機械器具設置工事業
14	電気通信工事業
15	造園工事業
16	さく井工事業
17	建具工事業
18	水道施設工事業
19	消防施設工事業
20	清掃施設工事業
21	解体工事業

別表2
設計・測量・建設コンサルタント
等業務

	業種
1	建築設計
2	設備設計
3	一般測量
4	航空写真測量
5	河川、砂防及び海岸・海洋
6	港湾及び空港
7	道路
8	上水道及び工業用水道
9	下水道
10	農業土木
11	森林土木
12	水産土木
13	造園
14	都市計画及び地方計画
15	土質及び基礎
16	鋼構造及びコンクリート
17	建設環境
18	地質調査
19	土地調査
20	土地評価
21	物件調査
22	事業損失

[別紙1]

建設工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定について

- 1 総合点数については、次の式により経営事項評価点数及び成績評価点数の合計で評価します。なお、総合点数については入札参加資格者名簿登録時に決定し、資格の有効期限まで有効とし、原則として再認定は行いません。

$$\text{総合点数} = \text{経営事項評価点数（総合評定値）} + \text{成績評価点数}$$

2 経営事項評価点数について

経営事項評価点数については、経営事項審査の総合評定値（定時受付においては、申請要件として指定された審査基準日の期間の結果通知の総合評定値）により業種ごとに評価します。

3 成績評価点数の算出について

成績評価点数については、各申請者の次の各項目を次の方法により算出した点数を合計したものとします。

$$\text{成績評価点数} = \text{工事成績評定点数} + \text{優良工事表彰点数} + \text{地域貢献点数} \\ + \text{社会的取組評価点数} - \text{指名停止等経歴点数}$$

(1) 工事成績評定点数

関係6局庁（建設局、都市整備局、建築局、農業水産局、農林基盤局及び企業庁）が発注した工事のうち、平成26・27・28・29・30年度に完了した最終契約金額250万円以上の工事について、業種ごとに各申請者の工事成績の平均点を求め、次式により算定した工事成績評定点数を付与します。

$$\text{工事成績評定点数} = (\text{工事成績の平均点} - 65) \times 6$$

※「解体工事業」については、「とび・土工工事業」の工事成績から平均点を求め、上記の式により算定した点数を工事成績評定点数とします。

(2) 優良工事表彰点数

平成27・28・29・30・令和元年度において、建設工事の優良工事に関する愛知県知事表彰又は企業庁長表彰を受けた場合は、表彰1件につき、10点を付与します（ただし、各年度における最大付与点数は、10点とします。）。

(3) 地域貢献点数

入札参加資格審査申請時において、愛知県と「愛知県公共土木施設防災安全協定」を締結し、年間を通じて「巡視業務及び災害応急工事」、「緊急維持修繕工事」及び「道路雪氷対策業務」の実施体制を敷いている場合は、当該締結業務等の数に応じて加算します。当該締結業務等の数が一つの場合は10点、二つの場合は20点、三つの場合は30点を付与します。

(4) 社会的取組評価点数

入札参加資格審査申請時において、次のアからカまでのいずれかの項目を満たしている場合は、1項目につき10点を付与します（ただし、最大付与点数は、40点とします。）。

ア 自動車エコ事業所の認定

自動車エコ事業所認定制度実施要綱第4第1項の規定により「自動車エコ事業所」の認定を受けていること。

イ 障害者の雇用義務の達成

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者の雇用義務を達成し、同法第43条第7項の規定による報告をしていること又は同法に基づく報告義務のない者で障害者（同法における障害者雇用率算定上の障害者の範囲に該当する者に限る。）を雇用していること。

ウ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録

愛知県労働局労働福祉課又は県民事務所等において「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の登録を受けていること。

エ あいちっこ家庭教育応援企業への賛同

愛知県教育委員会事務局学習教育部生涯学習課に「あいちっこ家庭教育応援企業」賛同書を提出し、応援企業ナンバーを取得していること。

オ くるみん認定（プラチナくるみん認定を含む。）

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の規定による認定（くるみん認定）若しくは同法第15条の2の規定による認定（プラチナくるみん認定）を受けていること又は常時雇用する労働者の数が100人以下の者で同法第12条第4項の規定による届出をしていること。

カ エコモビリティライフの推進

「あいちエコモビリティライフ推進協議会」に加入しており、かつ、エコ通勤優良事業所認証実施要綱第3条に規定する「エコ通勤優良事業所」の認証を受けていること。

(5) 指名停止等経歴点数

関係6局庁（建設局、都市整備局、建築局、農業水産局、農林基盤局及び企業庁）が平成29年10月1日から令和元年9月30日までの過去2年間に措置した「愛知県建設工事等指名停止取扱要領」に基づく指名停止並びに「愛知県建設局・都市整備局・建築局競争入札参加資格者の登録及び格付要領」に基づく入札参加資格の登録の取消し及び制限に係る期間の月数の合計月数（1月未満は、1月とする。）に対して、1月当たり5点を減点します。

[別紙2]

設計・測量・建設コンサルタント等業務請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定について

1 業種区分・・・別記1業務内容のとおり 22区分

2 総合点数算定式

$$3 \times A + B + 5 \times C + D \quad (300\text{点満点})$$

A = 年間平均実績高の点数 (10～30点)

B = 自己資本額の点数 (10～30点)

C = 有資格者数の点数 (10～30点)

D = 営業年数の点数 (10～30点)

なお、総合点数については入札参加資格者名簿登録時に決定し、資格の有効期限まで有効とし、原則として再認定は行いません。

3 年間平均実績高の点数

希望する業種に係る直前2年間の年間平均実績高に応じ、別表1の点数表に掲げる点数

4 自己資本額の点数

次の式で得た自己資本額数値に応じ、別表2の点数表に掲げる点数

$$\text{自己資本額数値} = \text{自己資本額} \div \text{全体（設計・測量・建設コンサルタント等業務）の年間平均実績高} \times 100$$

5 有資格者数の点数

希望する業種に係る別記2の審査対象となる資格に掲げる資格者の数に、X欄又はY欄に該当する倍数を乗じて得た数値を合計した数値（合計数値）に応じ、別表3の点数表に掲げる点数

6 営業年数の点数

営業年数に応じ、別表4の点数表に掲げる点数

別表1 年間平均実績高の点数表

年間平均実績高	点数
20億円以上	30
10億円以上 20億円未満	25
5億円以上 10億円未満	20
1億円以上 5億円未満	15
1億円未満	10

別表2 自己資本額の点数表

自己資本額数値	点数
10以上	30
5以上 10未満	20
5未満	10

別表3 有資格者数の点数表

合計数値	点数
110 ～	30
65 ～ 109	25
40 ～ 64	20
15 ～ 39	15
～ 14	10

別表4 営業年数の点数表

営業年数	点数
35年以上	30
25年以上 35年未満	25
15年以上 25年未満	20
5年以上 15年未満	15
5年未満	10

別記1

業務内容

業種区分	業務内容
1 建築設計	建築一般
2 設備設計	設備一般
3 一般測量	測量一般、地図の調製
4 航空写真測量	航空測量
5 河川、砂防及び海岸・海洋	治水利水計画、砂防計画若しくは海岸保全計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は河川（ダムを含む。）、砂防（地すべり防止を含む。）若しくは海岸・海洋に関する工事の設計若しくは監理
6 港湾及び空港	港湾計画若しくは空港計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は湾岸若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理
7 道路	道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は道路に関する工事の設計若しくは監理
8 上水道及び工業用水道	上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は上水道若しくは工業用水道に関する工事の設計若しくは監理
9 下水道	下水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は下水道に関する工事の設計若しくは監理
10 農業土木	かんがい排水、農地整備、農地保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
11 森林土木	治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
12 水産土木	漁港計画若しくは沿岸漁場計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は漁港若しくは沿岸漁場に関する工事の設計若しくは監理
13 造園	公園緑地計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は公園緑地に関する工事の設計若しくは監理
14 都市計画及び地方計画	都市計画若しくは地方計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
15 土質及び基礎	土質に関する調査、企画、立案若しくは助言、構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
16 鋼構造及びコンクリート	鋼構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
17 建設環境	自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する調査、企画、立案若しくは助言並びに環境影響評価又は自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する工事の設計若しくは監理
18 地質調査	地質調査
19 土地調査	土地調査
20 土地評価	土地評価、不動産鑑定
21 物件調査	物件、機械工作物、営業・特殊補償、補償関連
22 事業損失	事業損失

別記2

審査対象となる資格

部 門	業 種 区 分	X	Y
設 計	建 築 設 計	48. 一級建築士 98. 構造設計一級建築士 99. 設備設計一級建築士	49. 二級建築士 97. 建築設備士
	設 備 設 計	48. 一級建築士 97. 建築設備士 99. 設備設計一級建築士	49. 二級建築士
測 量	一 般 測 量	50. 測量士	51. 測量士補
	航 空 写 真 測 量		
建 設 コ ン サ ル タ ン ト	河川、砂防及び海岸・海洋	別添「建設コンサルタント関係資格(1)～(3)」のとおり	
	港 湾 及 び 空 港		
	道 路		
	上水道及び工業用水道		
	下 水 道		
	農 業 土 木		
	森 林 土 木		
	水 産 土 木		
	造 園		
	都市計画及び地方計画		
	土 質 及 び 基 礎		
	鋼構造及びコンクリート		
建 設 環 境			
地 質 調 査		1. 技術士建設部門 (土質及び基礎) 21. 技術士応用理学部門(地質)	86. 地質調査技士
補 償 コ ン サ ル タ ン ト	土 地 調 査	50. 測量士 87. 土地家屋調査士 88. 司法書士	51. 測量士補 94. 補償業務管理士
	土 地 評 価	89. 不動産鑑定士	90. 不動産鑑定士補 94. 補償業務管理士
	物 件 調 査	48. 一級建築士 11～15. 技術士機械部門 16. 技術士電気電子部門 91. 公認会計士 93. 税理士	49. 二級建築士 28. 技術士補機械部門 29. 技術士補電気電子部門 92. 会計士補 94. 補償業務管理士 95. 木造建築士 96. 中小企業診断士
	事 業 損 失	48. 一級建築士	49. 二級建築士 94. 補償業務管理士 95. 木造建築士

業種区分の有資格者数の点数算定は、X欄の資格は有資格者数に5を乗じ、Y欄の資格は有資格者数に2（建設コンサルタントについては、別添「建設コンサルタント関係資格」に掲げる数値）を乗じ、その和に応じた点数を付与します。

建設コンサルタント関係資格(1)

資格名	業種 <small>河川、砂防及び 海岸・海洋</small>	港湾及び 空港	道	路	上水道及び 工業用水道	下 水 道	農 業 土 木	森 林 土 木	水 産 土 木	造 園	都 市 計 画 及 び 地 方 計 画	土 質 及 び 基 礎	鋼 構 造 及 び コ ン ク リ ー ト	建 設 環 境
技術士 (建設部門)														
1. 土質及び基礎	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
2. 土質及び基礎以外の有資格者 (上下水道部門)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
3. 上水道及び工業用水道	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
4. 下水道	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
(農業部門)														
5. 農業土木	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6. 農村環境 (森林部門)							3							3
7. 森林土木	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
8. 林業 (水産部門)								3						3
9. 水産土木	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
10. 水産水域環境 (機械部門)									3					3
11. 流体工学	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
12. 交通・物流機械及び建設機械	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
13. 加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械 (電気電子部門)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
16. 電気電子部門の有資格者 (衛生工学部門)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
17. 水質管理		3	3		3	3	3		3					3
18. 廃棄物管理 (情報工学部門)			3			3								3
20. 情報工学部門の有資格者 (応用理学部門)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
21. 地質 (環境部門)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
22. 環境部門の有資格者	3	3	3				3	3	3	3	3			3

建設コンサルタント関係資格(2)

資格名	業種 <small>河川、砂防及び 海岸・海洋</small>	港湾及び 空港	道	路	上水道及び 工業用水道	下 水 道	農 業 土 木	森 林 土 木	水 産 土 木	造 園	都 市 計 画 及 び 地 方 計 画	土 質 及 び 基 礎	鋼 構 造 及 び コ ン ク リ ー ト	建 設 環 境
技術士補														
23. (建設部門)		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
24. (上下水道部門)					2	2					2			
25. (農業部門)							2							
26. (森林部門)								2						
27. (水産部門)									2					
28. (機械部門)					2	2								
29. (電気電子部門)					2	2								
30. (衛生工学部門)					2	2								
31. (情報工学部門)													2	
32. (応用理学部門)											2			
33. (環境部門)														2
RCCM														
34. 河川、砂防及び海岸・海洋	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
35. 港湾及び空港		2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
36. 道路		2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
37. 上水道及び工業用水道		2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2
38. 下水道		2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2
39. 農業土木		2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2
40. 森林土木		2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2
41. 水産土木		2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2
42. 造園		2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2
43. 都市計画及び地方計画		2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2
44. 土質及び基礎		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2
45. 鋼構造及びコンクリート		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2
46. 建設環境		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3
47. 上記以外のRCCMの有資格者		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

建設コンサルタント関係資格(3)

資格名	業種 <small>河川、砂防及び 海岸、海洋</small>	港湾及び 空港	道	路	上水道及び 工業用水道	下 水 道	農 業 土 木	森 林 土 木	水 産 土 木	造 園	都 市 計 画 及 び 地 方 計 画	土 質 及 び 地 盤	鋼 構 造 及 び コ ン ク リ ー ト	建 設 環 境
その他														
48. 一級建築士					2	2	2			2	3			
50. 測 量 士		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
52. 1級土木施工管理技士	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
53. 2級土木施工管理技士(土木)		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
54. 2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)													2	
55. 2級土木施工管理技士(薬液注入)					2	2						2		
56. 1級管工事施工管理技士					2	2					2			
57. 2級管工事施工管理技士					2	2					2			
58. 1級建設機械施工技士	2	2	2				2	2	2			2	2	2
59. 2級建設機械施工技士	2	2	2				2	2	2			2	2	2
60. 1級造園施工管理技士										3				
61. 2級造園施工管理技士										2				
62. 下水道技術検定1種						2								
63. 下水道技術検定2種						2								
64. 下水道技術検定3種						2								
66. 推進工事技士					2	2	2							
67. 小規模ダム工事総括管理技術者	2						2	2						
68. ダム工事総括管理技術者	2													
69. 地すべり防止工事技士	2		2					2						
70. 基礎施工士			2	2	2	2	2	2	2			2		
71. コンクリート主任技士			2	2			2	2	2				2	
72. コンクリート技士			2				2	2	2					
73. 土木用コンクリートブロック技士			2				2	2	2					
74. 第一種電気主任技術者					2	2								
75. 第二種電気主任技術者					2	2								
76. 第三種電気主任技術者					2	2								
77. 環境計量士	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
78. エネルギー管理士						2								2
79. ①公害防止管理者水質関係第1種	2					2	2							2
79. ②公害防止管理者水質関係第2種	2					2	2							2
80. 第一種伝送交換主任技術者	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
81. 線路主任技術者	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
82. 土地区画整理士							2				3			
83. 畑地かんがい技士							2							
84. 農業集落排水計画設計士							2							
85. 農業土木技術管理士							2							

愛知県告示第563号

令和2年度及び令和3年度に県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等（以下「物品の製造等」という。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請の方法等を次のように定める。

なお、この告示に基づき入札参加資格者と認められた者は、物品の製造等に係る地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定による特定調達契約の対象となる競争入札参加資格者として認められた者とみなす。

令和元年11月29日

愛知県知事 大村 秀章

1 営業種目

競争入札参加資格を得ようとする者の営業種目は、次のとおりとする。

(1) 物品の製造・販売

コピー、荒物・雑貨、薬品・試薬・農薬、医療・理化学・計測機器、一般印刷、軽印刷、フォーム印刷、出版・製本、地図、農業・園芸用品、映像・音楽用品、紙・紙製品、看板・旗・標識・徽章、機械・器具、ゴム印・印章、写真機器、自動車・自転車、船舶、航空機、警察用品・消防防災用品、食料品、スポーツ用品、燃料、繊維製品、寝具・室内装飾・家具、資材・素材、厨房機器、ガス器具、電気製品、通信機器、電算機器、文房具・事務用機器、時計・貴金属・眼鏡、学校教材等、電力、贈答用品、図書、特殊物品

(2) 物品の買受け

不用品買受

(3) 役務の提供等

建物等各種施設管理、運搬・保管等、映画等製作・広告・催事、自動車等点検整備、給食、検査・測定、調査委託、コンピュータサービス、航空写真・図面、クリーニング、リース・レンタル、保険業、旅客業、審査業務、外国語、その他の業務委託等

2 競争入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 営業に関し、法令の規定により必要とされる許可、登録等を受けていない者
- (3) 愛知県が指定する愛知県税及び国税が未納である者

- (4) 次の届出を行っていること又は行う義務のないことを誓約することができない者
ア 健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについての関係機関への届出
イ 雇用保険の適用事業所となったことについての関係機関への届出
- (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けている者
- (6) 故意に虚偽の事項を申請し、又は虚偽の事項が記載された書類を故意に提出した者
- 3 申請の方法
あいち電子調達共同システム（物品等）（ホームページアドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>）（以下「電子調達システム（物品等）」という。）において必要項目を入力し、送信すること。
- 4 申請の受付期間
- (1) 定時受付
令和2年1月6日（月）から令和2年2月17日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時から午後8時までとする。
- (2) 随時受付
令和2年4月1日（水）から令和4年2月15日（火）まで（日曜日、土曜日、休日、令和2年12月29日から31日まで、令和3年12月29日から31日まで及び令和4年1月3日を除く。）の午前8時から午後8時までとする。
- 5 別送書類
3による申請後、別に定める「令和2・3年度 愛知県入札参加資格審査申請要領（物品等）」に定める書類を別送書類として提出すること。
- 6 別送書類の提出期間
- (1) 定時受付
3により送信した日から7日以内に必着（ただし、令和2年2月17日（月）に送信した場合は、令和2年2月20日（木）までに必着）とする。
- (2) 随時受付
3により送信した日から7日以内に必着とする。
なお、提出期間の最終日が日曜日、土曜日、休日、令和2年12月29日から31日まで、令和3年12月29日から31日まで及び令和4年1月3日に当たる場合は、その翌日以降の最初の日（日曜日、土曜日、休日、令和2年12月29日から31日まで、令和3年12月29日から31日まで及び令和4年1月3日を除く。）までに必着とする。
- 7 別送書類の提出方法及び提出先
次の場所に原則郵送とする。
愛知県会計局調達課調整グループ
名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）
- 8 競争入札参加資格者の資格及びその審査
物品の製造等の競争入札に参加することができる者は、次に定める経営に関する審査の結果により決定する。
- (1) 申請日における従業員数
(2) 申請日における自己資本額
(3) 申請日直前の決算における年間売上高
(4) 申請日直前の決算における流動比率
(5) 申請日までの営業年数
(6) 1(1)に掲げる営業種目のうち、「一般印刷」、「軽印刷」、「フォーム印刷」又は「地図」を希望する場合は、印刷機械設備等の有無
- 9 資格審査結果の通知
資格審査の結果については、電子調達システム（物品等）により通知する。
- 10 資格の有効期間
資格の有効期間は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までとする。ただし、随時申請により受け付けた者については、資格の決定を行った日から令和4年3月31日までとする。
- 11 資格の取消し等
入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該資格を取り消し、若しくは停止し、又はその者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）を3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に製造その他の役務を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは

不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかにより競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

12 変更申請

申請内容の変更又は営業種目の追加若しくは変更がある場合は、変更申請を電子調達システム(物品等)により行うこと。

13 その他

知事は、入札参加資格審査に際し必要がある場合は、資料等の提出を求めることができる。

企業庁告示

愛知県企業庁告示第2号

令和2年度及び令和3年度に企業庁が発注する建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務の一般（指名）競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請方法等については、令和元年愛知県告示第562号（県が発注する建設工事等の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等）の例による。

令和元年11月29日

愛知県公営企業管理者

企業庁長 相津晴洋

愛知県企業庁告示第3号

令和2年度及び令和3年度に企業庁が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る競争入札に参加する者に必要な資格については、令和元年愛知県告示第563号（県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請の方法等）により入札参加資格者と決定された者であることとする。

令和元年11月29日

愛知県公営企業管理者

企業庁長 相津晴洋

病院事業庁告示

愛知県病院事業庁告示第11号

令和2年度及び令和3年度に病院事業庁が発注する建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務並びに物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る一般（指名）競争入札に参加する者に必要な資格については、それぞれ令和元年愛知県告示第562号（県が発注する建設工事等の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査に申請の方法等）及び令和元年愛知県告示第563号（県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請の方法等）により入札参加資格者と決定された者であることとする。

令和元年11月29日

愛知県病院事業管理者

病院事業庁長 木下平

